

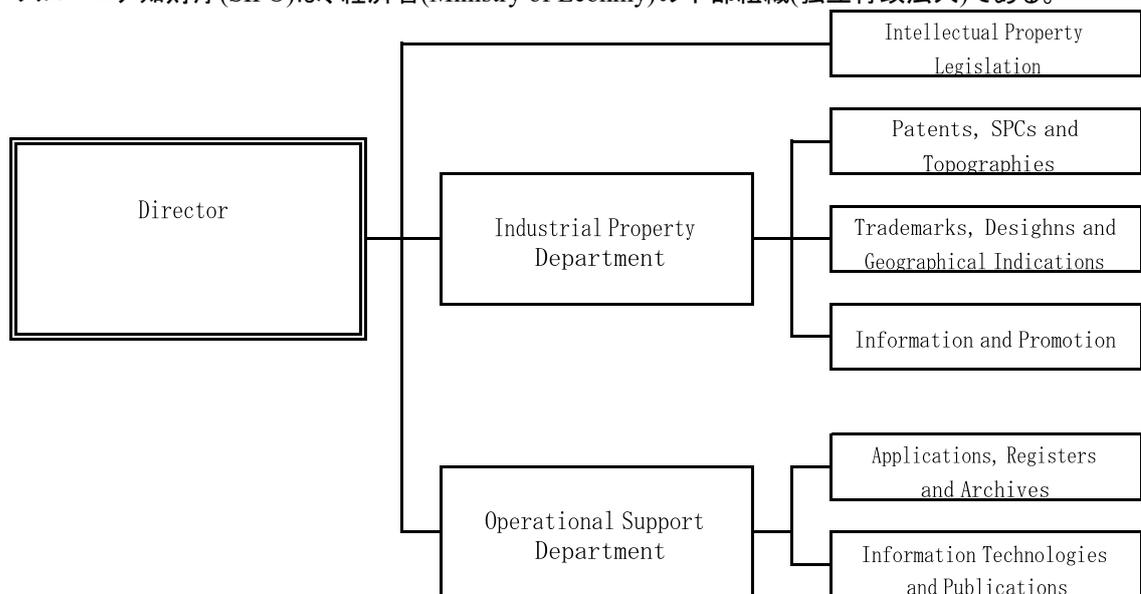
①国名	Republic of Slovenia (SI) (スロベニア共和国)				
②名称	Ministry of Economic Development and Technology Slovenian Intellectual Property Office (SIPO)				
③所在地	Kotnikova 6, 1000 Ljubljana				
④連絡先	(電話) (386 1) 620 31 30 (FAX) (386) 1 620 3110 (E-mail) sipo@uil-sipo.si (internet) https://www.gov.si/en/state-authorities/bodies-within-ministries/slovenian-intellectual-property-office/				
⑤組織の長	Director : Ms. Karin Zvokel				
⑥沿革	<p>(1) 1991年6月 科学技術省の下に工業所有権庁が設立された。 (2) 1992年4月 産業財産権法が制定、施行された。 (3) 2001年1月 経済省の下での独立法人となる。 (4) 2006年3月 改正産業財産権法が施行された。 スロベニアにおいて施行されている産業財産権法は次の通りである。 特許法は、2006年改正法であり、2006年3月11日から施行されている。 意匠法は、2006年改正法であり、2006年3月11日から施行されている。 商標法は、2006年改正法であり、2006年3月11日から施行されている。</p>				
⑦所管	特許権、意匠権、商標権、地理的表示、著作権、半導体集積回路				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1991/6/25	1991/6/25	1991/6/25		
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1998/5/14	1991/6/25	2005/4/28	1996/10/15	1996/10/9
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
		2002/5/26		2002/3/6	2002/5/20
	ブタペスト	ヘーグ			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	1998/3/12		1995/1/13	2003/12/23	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1991/6/25	1998/3/12	1994/3/1	1991/6/25	1991/6/25
	ストラスブール	ウィーン	WTO		
	2002/5/10	2001/8/10	1995/7/30		

①国名	Republic of Slovenia (SI) (スロベニア共和国)					
⑪統計データ	出願件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	244	239	246	157
		(内 外国出願)	12	17	22	18
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	128	111	106	120
		(内 外国出願)	96	84	85	94
		(内 日本から)	1	1		
	商標	全数	2,393	2,221	1,893	1,838
		(内 外国出願)	1,093	1,165	1,009	808
		(内 日本から)	4	5	3	6
	登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
	特許	全数	198	158	195	135
		(内 外国出願)	9	10	22	7
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	123	98	96	105
		(内 外国出願)	99	79	74	79
(内 日本から)		1				
商標	全数	2,081	1,878	2,008	1,694	
	(内 外国出願)	1,135	1,128	1,097	942	
	(内 日本から)	7	2	4	3	
出典：WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

スロベニア知財庁(SIPO)は、経済省(Ministry of Economy)の下部組織(独立行政法人)である。



(出典)：SIPOのHP

①国名	Republic of Slovenia (SI) (スロベニア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2006年3月11日施行(2006年産業財産権法第51号) (短期特許(最長10年)を含む)
	③地理的効力の範囲	スロベニア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国 (産業財産権法第25条、第26条、第27条)
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(産業財産権法第75条(2)、第115条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スロベニアに非居住の出願人は、スロベニア国内に連絡先を定める必要があり、スロベニアに居住する代理人を選任しなければならない。(産業財産権法第129条(3))
	⑦出願言語	スロベニア語(産業財産権法第81条(1))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。(短期特許は出願日から10年) (産業財産権法第22条、第23条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(産業財産権法第12条(1)、(2))
	⑩グレースピリオド*	有。次のケースが規定されている。期間は、何れも展示日から6月。 (1)出願人又は承継人の明らかな誤用による発明の開示。 (2)公又は内外国における公認の博覧会における発明の開示。 (産業財産権法第13条(1)、(2))
	⑪非特許対象	次のケースが規定されている。 (1)発見、科学的法則、数学的手法および精神行為による法則や手法 (2)公衆衛生や公序良俗に反する発明 (3)人間や動物に対する外科的又は診断方法、および治療方法に関する発明 (産業財産権法第11条(1)、(2))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。特許許要件について審査は行なわれないが、特許については、特許対象、新規性、進歩性、産業上の利用性が実体的要件となっており、特許権者(出願人)は20年間の保護を受けるためには、スロベニア特許庁(SIPO)に対して、特許発明が、この実体的要件を全て満たしていることを証明した「証明書」を、9年目の終りまでに提出しなければならない。(産業財産権法第91条(1)) 次に、短期特許については、進歩性が考慮されない。 (産業財産権法第88条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。審査請求制度ではないが、特許権者は20年間の保護を受けるためには9年目の終りまでに、特許発明が特許要件を満たしていることを証明した「証明書」を提出する必要がある(産業財産権法第91条)。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願は、出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (産業財産権法第89条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。 (産業財産権法第89条、第91条(1))
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は、何人も、権利の有効期間中、裁判所に提訴することができる。 (産業財産権法第111条、第112条))
	⑱実施義務	無。 (産業財産権法第125条)

① 国名	Republic of Slovenia (SI) (スロベニア共和国)	
⑱ 費用単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料(3年間の維持費を含む) 110 EUR [特許権維持に掛かる費用] 年金 3年次 30 EUR(EPO 特許のみ) 12年次 200 EUR 4年次 34 EUR 31年次 234 EUR 5年次 42 EUR 14年次 274 EUR 6年次 50 EUR 15年次 310 EUR 7年次 60 EUR 16年次 390 EUR 8年次 70 EUR 17年次 510 EUR 9年次 80 EUR 81年次 654 EUR 10年次 110 EUR 19年次 870 EUR 11年次 154 EUR 20年次 1,100 EUR	
⑳ 料金減免措置の有無	無。	
㉑ PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。(スロベニアにおける PCT 出願による特許は、EP 経由でのみ取得できる。)	

①国名	Republic of Slovenia (SI) (スロベニア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2006年3月11日施行(2006年産業財産権法第51号)
	③地理的効力の範囲	スロベニア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(産業財産権法第75条829、第115条(2))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スロベニアに非居住の出願人は、スロベニア国内に連絡先を定める必要があり、スロベニアに居住する代理人を選任しなければならない。(産業財産権法第129条(3))
	⑦出願言語	スロバニア語(産業財産権法第81条(1))
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年毎に最長25年まで更新することができる。(産業財産権法第40条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物(産業財産権法第34条、第35条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 EU域内における意匠の開示。期間は、開示日から12月。 (産業財産権法第35条(2))
	⑪不登録対象	次のケースが規定されている。 (1)公序・良俗に反するもの(産業財産権法第36条(1)e) (2)製品の外観ではなく技術的な機能に関するもの(産業財産権法第36条(2)) (3)意匠法でいう意匠に該当しないもの(産業財産権法第36条(1)a)
	⑫実体審査の有無	有。出願は、最初に形式要件を満たしているかについて審査される。次に、方式上適合していると判断されると、出願の主題が意匠として登録できるものであるのかについて審査される。 (産業財産権法第96条、第34条～第36条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を使用している。(産業財産権法第95条(1))
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。意匠出願の公告(公開)を、出願日又は優先日から12月が満了する前に公告(公開)しないように請求することができる。 (産業財産権法第94条(2))
	㉑異議申立制度の有無	無。(産業財産権法第96条、第111条)
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は、権利有効期間中、何時でも裁判所に提訴することができる。 (産業財産権法第111条、第113条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Republic of Slovenia (SI) (スロベニア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2006年3月11日施行 (2006年産業財産権法第51号)
	③地理的効力の範囲	スロベニア国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標、地理的表示 (産業財産権法第42条、同第55条、同第45条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、色彩商標、立体商標、結合商標、音響商標 (産業財産権法第42条(1))
	⑦出願人資格	商標の所有者(産業財産権法第75条(2))
	⑧権利付与の原則	先願主義(産業財産権法第4条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。スロベニアに非居住の出願人は、スロベニア国内に連絡先を定める必要があり、スロベニアに居住する代理人を選任しなければならない。(産業財産権法第129条(3))
	⑪出願言語	スロベニア語(産業財産権法第81条(1))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年毎に更新できる。 (産業財産権法第52条)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	次のケースが規定されている。 (1)商標を構成しない標章 (2)識別性を欠いている標章 (3)公序良俗に反する標章 (4)スロベニア共和国の紋章、国旗や公式な標章 (5)管理当局において承認されておらず、パリ条約第6条の3に基き拒絶されるべき標章 (6)パリ条約第6条の3に規定されていない記章、紋章若しくは盾形を含む又はそれを模倣する標章であって、特に公衆の公益に関するもの。(産業財産権法第43条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (産業財産権法第97条(3))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (産業財産権法第99条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	有。先願にあたる商標権者は、公告の日から3月以内に異議申立ができる。 (産業財産権法第101条(1)) また、何人も当該標章の登録についての意見書を提出することができる。(産業財産権法第100条(1))
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は、商標の無効を権利有効期間中、何時でも裁判所に提訴することができる(産業財産権法第111条、第114条(1))。

① 国名	Republic of Slovenia (SI) (スロベニア共和国)	
②④ 不使用取消制度の有無	有。5年。登録後、継続して5年以上の不使用については、不使用取消を裁判所に請求することができる。 (産業財産権法第120条(1))	
②⑤ 商標分類	国際分類(ニース分類/第10版)を採用している。 (産業財産権法第85条(3))	
②⑥ 図形要素の分類	無。	
②⑦ 譲渡要件	無。商標は、営業の譲渡とは無関係に譲渡することができる。 (産業財産権法第75条)	
②⑧ 費用 単位 EUR(ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 100 EUR(3分類まで) 20 EUR(3超の各分類につき加算) 登録料 150 EUR(3分類まで) 50 EUR(3超の各分類につき加算) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 150 EUR(3分類まで) 50 EUR(3超の各分類につき加算)	
②⑨ 料金減免措置の有無	無。	